

大田原基署発 0305 第 1 号
令和 8 年 3 月 5 日

事業主 各位

大田原労働基準監督署長



粉じん作業に係る自主点検の実施について（お願い）

平素から、労働基準行政の運営につきましては、特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場における粉じん障害の防止に関して、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん障害防止総合対策を策定し推進してきたところですが、全国では、今なお多くのじん肺の新規有所見者の発生が認められます。

粉じん作業は、関係法令において、「金属、岩石、鉱物の研磨、ばり取り、裁断等の作業」、「鉱物等の破碎」等が指定され、局所排気装置（集じん機）の設置・稼働、呼吸用保護具（防じんマスク）の使用などによる粉じんばく露防止措置、じん肺健康診断による健康管理などが義務付けられています。

当署では、各事業場にて粉じん作業を把握し、適切な粉じん障害防止の管理を行っていただくため、自主点検の実施をお願いしております。

つきましては、別紙「**粉じん作業に係る自主点検票**」に沿って貴事業場の状況をご回答いただき、回答を記入した自主点検票を、令和 8 年 3 月 27 日までに大田原労働基準監督署安全衛生課までメール若しくは郵送によりご報告いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

大田原労働基準監督署 安全衛生課
担当：上野

TEL：0287 - 22 - 2279

Mail：ootawara-kantokusho@mhlw.go.jp